

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 TMI総合法律事務所
弁護士 後藤 一光
【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
【報告義務発生日】 令和4年2月9日
【提出日】 令和4年2月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アニコム ホールディングス株式会社
証券コード	8715
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー（Taiyo Pacific Partners L.P.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年9月7日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3)【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,217,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,217,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,217,800
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月9日現在)	V	81,309,160
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.73
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.41

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年12月23日	株券(普通株式)	2,772,700	3.41	市場外	取得	従前提出者の 組織変更等による 提出者変更のため
令和4年1月4日	株券(普通株式)	19,000	0.02	市場内	処分	

令和4年1月5日	株券(普通株式)	24,000	0.03	市場内	処分	
令和4年1月6日	株券(普通株式)	11,200	0.01	市場内	処分	
令和4年1月7日	株券(普通株式)	43,000	0.05	市場内	処分	
令和4年1月11日	株券(普通株式)	400	0.00	市場内	処分	
令和4年1月12日	株券(普通株式)	11,200	0.01	市場内	処分	
令和4年1月13日	株券(普通株式)	27,500	0.03	市場内	処分	
令和4年1月14日	株券(普通株式)	7,800	0.01	市場内	処分	
令和4年1月17日	株券(普通株式)	8,800	0.01	市場内	処分	
令和4年1月18日	株券(普通株式)	12,500	0.02	市場内	処分	
令和4年1月19日	株券(普通株式)	9,600	0.01	市場内	処分	
令和4年1月20日	株券(普通株式)	4,200	0.01	市場内	処分	
令和4年1月20日	株券(普通株式)	8,400	0.01	市場内	取得	
令和4年1月21日	株券(普通株式)	36,500	0.04	市場内	処分	
令和4年1月24日	株券(普通株式)	39,500	0.05	市場内	処分	
令和4年1月26日	株券(普通株式)	23,900	0.03	市場内	処分	
令和4年1月27日	株券(普通株式)	7,200	0.01	市場内	処分	
令和4年1月28日	株券(普通株式)	30,000	0.04	市場内	処分	
令和4年1月31日	株券(普通株式)	20,100	0.02	市場内	処分	
令和4年2月1日	株券(普通株式)	9,600	0.01	市場内	処分	
令和4年2月2日	株券(普通株式)	31,600	0.04	市場内	処分	
令和4年2月3日	株券(普通株式)	30,000	0.04	市場内	処分	

令和4年2月4日	株券（普通株式）	21,400	0.03	市場内	処分	
令和4年2月7日	株券（普通株式）	27,600	0.03	市場内	処分	
令和4年2月8日	株券（普通株式）	17,700	0.02	市場内	処分	
令和4年2月8日	株券（普通株式）	14,100	0.02	市場外	処分	投資家への現物償還
令和4年2月9日	株券（普通株式）	74,900	0.09	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株券はタイヨウ繁栄ファンド・エルピー保有の株式及び顧客との間の投資一任契約（再委任を含む。）に基づく保有である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	1,792,470
上記（Y）の内訳	出資者及び顧客の資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,792,470

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・エルピー（Taiyo Fund, L.P.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カーランド、キャリロンポイント5300
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
------	--

職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成15年6月17日
代表者氏名	クリスティーン・ワタナベ
代表者役職	COO
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

(2) 【保有目的】

純投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

(3) 【重要提案行為等】

重要提案行為等を行う可能性がある。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,162,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,162,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	2,162,400
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年2月9日現在）	V	81,309,160
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		2.66
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		3.03

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年12月23日	株券（普通株式）	2,460,700	3.03	市場外	取得	従前提出者の組織変更等による提出者変更のため
令和4年1月17日	株券（普通株式）	8,200	0.01	市場内	処分	
令和4年1月18日	株券（普通株式）	11,500	0.01	市場内	処分	
令和4年1月19日	株券（普通株式）	8,900	0.01	市場内	処分	
令和4年1月20日	株券（普通株式）	4,000	0.00	市場内	処分	
令和4年1月26日	株券（普通株式）	23,100	0.03	市場内	処分	
令和4年1月27日	株券（普通株式）	6,900	0.01	市場内	処分	
令和4年1月28日	株券（普通株式）	29,000	0.04	市場内	処分	
令和4年1月31日	株券（普通株式）	19,500	0.02	市場内	処分	
令和4年2月1日	株券（普通株式）	9,200	0.01	市場内	処分	
令和4年2月2日	株券（普通株式）	30,600	0.04	市場内	処分	
令和4年2月3日	株券（普通株式）	29,000	0.04	市場内	処分	
令和4年2月4日	株券（普通株式）	20,600	0.03	市場内	処分	

令和4年2月7日	株券（普通株式）	7,400	0.01	市場内	処分	
令和4年2月8日	株券（普通株式）	17,300	0.02	市場内	処分	
令和4年2月9日	株券（普通株式）	73,100	0.09	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	1,775,330
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,775,330

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー（Taiyo Pacific Partners L.P.）
(2) タイヨウ・ファンド・エルピー（Taiyo Fund, L.P.）

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,162,400		2,217,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	2,162,400	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		Q
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,380,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年2月9日現在)	V	81,309,160
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.44

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・ エルピー(Taiyo Pacific Partners L.P.)	2,217,800	2.73
タイヨウ・ファンド・エルピー(Taiyo Fund, L.P.)	2,162,400	2.66
合計	4,380,200	5.39